

議第 89 号

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 6 月 1 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

当該条例の基準となる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26
年厚生労働省令第 63 号）が、平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29
年 12 月 26 日閣議決定）により改正されたため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童クラブ指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童クラブ指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

当該条例の基準となる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）が、平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）により改正されたため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童クラブ指導員の基礎資格として規定しているところ、教員免許の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正します。

（第 10 条第 3 項第 4 号関係）

(2) 放課後児童クラブ指導員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めたものに対象を拡大することとされたため、5 年以上の実務経験者で市長が認めたものを対象とすることを規定します。

（第 10 条第 3 項第 10 号関係）

(3) この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）